

沖縄県後期高齢者医療広域連合
第 3 次 広 域 計 画

平成 30 年 4 月 1 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合

沖縄県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画

1 広域計画策定にあたり

(1) 経緯

現在我が国は、例を見ない速さで超高齢社会を進んでいます。このような人口構造の急激な変化は、我が国の社会保障制度のありかたに関わる大きな問題であります。

このような状況を踏まえ、国民生活の安心を保障し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するための「健康保険法の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）が平成18年6月に公布され、老人保健法（昭和57年法律第80号）が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められました。

この法律により、75歳以上の高齢者等に対して、加齢にともなって生じる心身の特性を踏まえ、適切な医療の給付を行うとともに、必要な保健事業を行うための後期高齢者医療制度が新たに設けられ、都道府県を単位として全市町村が加入する広域連合が平成20年4月から運営を担うことになりました。

沖縄県においても、平成18年8月1日に「沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」が発足し、関係市町村議会において規約の議決、知事の設置許可を経て、平成19年3月5日をもって沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

後期高齢者医療制度の施行当初は、75歳で加入する公的医療保険を区分したことや制度内容の周知不足等により、多くの意見・批判等が寄せられました。

このため、国は所得の低い高齢者等への保険料軽減制度を拡充し、また、広域連合等においても制度の周知・広報を図ってきたことから、現在は、安定的に運営されている状況にあります。

平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書において、「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である。」と示されています。

広域連合は、制度の運営主体として、高齢者等へ必要な医療を適切に給付する観点から、国の動向に注視し情勢の変化に的確に対応するとともに、市町村等関係機関との連携強化を図りながら、後期高齢者医療制度の施策を推進します。

(2) 広域計画の趣旨

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合と広域連合を組織する沖縄県全市町村との役割

分担、及び後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理する事項等について定め、県内の構成市町村と連携しながら行う事業の運営指針となるものです。

(3) 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条(広域連合が作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について記載することになっています。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関すること。
- ② 広域計画の期間及び改定に関すること。

2 現状と課題

(1) 現状

沖縄県での後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度開始当初の平成20年度末には約11万1千人でしたが、平成28年度末では約14万人となっており、2万9千人増加しています。

医療費については、平成20年度には約1,038億円でしたが、平成28年度決算では約1,414億円となっており当初と比較し376億円の増加となっています。

現在、沖縄県においては、全国と比較すると緩やかですが、確実に高齢化は進んでいる状況にあります。

(2) 課題

平成37年(2025年)には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となることから、被保険者数の増による医療費の増加が見込まれています。それを賄う財源の確保が重要な課題です。

また、沖縄県の平均寿命順位が、全国の中で下落傾向にあることが問題となっていますが、近年において平均寿命とともに注目されているのが健康寿命です。平均寿命と健康寿命の差は男女ともに約10年間あり、その期間は医療や介護が必要であることから、後期高齢者の健康寿命の延伸も当広域連合の重要な課題です。

3 広域計画の基本方針

この計画は、後期高齢者医療制度の実施にあたって広域連合及び構成市町村が事務処理を行っていくための枠組みとなるものであり、広域連合及び市町村の役割を明確にするとともに、県内すべての市町村の住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものであります。

また、本計画の推進にあたっては、市町村及び県が策定する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとしております。

(1) 健全な財政運営

健全な財政運営を行うため、適正な資格管理を行うとともに、的確な歳入の確保・歳出の執行に努めます。

特に、当該制度の主要財源である保険料につきましては、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び賦課を行います。さらに保険料負担の公平性を確保するため、収納対策実施計画に基づいた、きめ細やかな収納対策を講じる等、市町村及び県と協議・連携のうえ一層の収納率向上を図り、必要な財源の確保に努めます。

(2) 医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、県の医療費適正化計画等を踏まえながら関係機関と連携し、下記事業に取り組みます。

- ① レセプト点検の充実
- ② レセプト情報等の活用による医療費分析
- ③ 第三者行為求償事務の推進
- ④ ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知の実施
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業等の実施
- ⑥ 療養費の適正化

(3) 保健事業の推進

当広域連合が実施する保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、高齢者の健康保持・増進のため市町村及び関係団体との連携を強化し、保健事業や健康づくりに取り組みます。

(4) 事務処理の効率化

事務処理の効率化を図るため広域連合と市町村の連携・協力を密にして、被保険者へのサービス向上に努めます。また広域連合及び市町村職員に対する研修等の充実を図り、職員の能力向上に努めます。

(5) 個人情報の適正管理

平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度が開始されたことから、これまで以上に厳格な個人情報保護対策やセキュリティ対策を講じます。

4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

広域連合と構成市町村は、適切かつ効率的な制度運営を目指し、連携・協力して取り組むものとし、その具体的な事務内容については、法令の定めに従い、別表により分担するものとし、

(別表)

	広域連合が行う事務	市町村が行う事務
資格管理	<ul style="list-style-type: none">・被保険者資格の取得及び喪失の認定・被保険者証及び資格証明書の交付決定	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付・被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付
医療給付	<ul style="list-style-type: none">・医療給付費等の審査並びに支給決定、給付実績の一括管理・レセプト点検及び保管	<ul style="list-style-type: none">・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
保険料	<ul style="list-style-type: none">・保険料率の決定・保険料の賦課、減免及び徴収猶予の決定・市町村が実施する収納対策の支援	<ul style="list-style-type: none">・保険料の徴収及び滞納処分に関する事務・保険料に関する申請の受付
保健事業	<ul style="list-style-type: none">・保健事業計画、健康診査等、被保険者の健康づくり・市町村と連携した保健事業の推進・市町村への医療費分析に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・広域連合との連携による健康診査等、地域の特性に応じた保健事業の推進
その他	<ul style="list-style-type: none">・広報活動及び相談業務・広域連合及び市町村職員に対する研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none">・広報活動及び相談業務・広域連合の実施する研修会等への参加
	<ul style="list-style-type: none">・上記事務に付随する事務	<ul style="list-style-type: none">・上記事務に付随する事務

5 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画は、原則として、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、その後、5 年間で単位として見直しを行うものとしませんが、必要と認めた場合は、随時改定を行うことができるものとしします。